第７号様式（第５条関係）

令和　７年　４月３０日

（あて先）浜松市議会議長

会　派　名　浜松市議会 創造浜松

報告者

代表者氏名　会長　森田　賢児 [redacted]

政務活動費収支報告書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第９条の規定により別紙のとおり令和６年度４月～３月分政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名　　浜松市議会創造浜松

令和　6　年度

1　収　　入

政務活動費　　9,001,345 円　　(ただし、預金利息　1,345 円を含む)

2　支　　出　　(ただし、返還金　　円を含む)

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	2,260,522	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	5,476	市内近接地旅費等
広報費	3,112,158	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	2,032	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	2,960	市内・近接地旅費等
会議費	31,080	市内・近接地旅費等
資料作成費	188,799	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	136,800	資料等購入経費
人件費	3,505,549	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、健診代等）
事務所費	117,447	会派控室管理経費等
合計	9,362,823	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　収　　支　　△ 361,478 円

4　残　　額　　0 円

別紙

会派名　　浜松市議会創造浜松

令和　6　年度（前期）

1　収　　入

政務活動費　　4,500,277 円　（ただし、預金利息　277 円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	632,384	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	3,996	市内近接地旅費等
広報費	1,606,317	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	2,032	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	2,960	市内・近接地旅費等
会議費	20,720	市内・近接地旅費等
資料作成費	74,038	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	68,400	資料等購入経費
人件費	1,666,830	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等）
事務所費	73,447	会派控室管理経費等
合計	4,151,124	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　349,153 円

別紙

会派名　　浜松市議会創造浜松

令和　6　年度（後期）

1　収　　入

政務活動費　　4,850,221 円　（ただし、預金利息1,345 円を含む）

（内訳）

政務活動費（前期からの繰越分）　　349,153 円　（ただし、預金利息　277 円を含む）

政務活動費（後期分）　　4,501,068 円　（ただし、預金利息1,068 円を含む）

2　支　　出

項　目	金　額（円）	備　考
調査研究費	1,628,138	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研修費	1,480	市内近接地旅費等
広報費	1,505,841	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広聴費	0	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	0	市内・近接地旅費等
会議費	10,360	市内・近接地旅費等
資料作成費	114,761	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資料購入費	68,400	資料等購入経費
人件費	1,838,719	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、健診代等）
事務所費	44,000	会派控室管理経費等
合計	5,211,699	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3　残　　額　　△ 361,478 円

令和6年度　政務活動費（金銭出納帳）前期分

月	日	費　目	摘　　要	収入金額	支払金額	差引残高
4	1	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		4,500,000
	8	事務所費	コピー用紙等		11,935	4,488,065
	19	人件費	会派雇用職員給料（4月分）		180,650	4,307,415
	22	資料購入費	新聞代		11,400	4,296,015
5	2	調査研究費	市内及び近接地旅費（4月分）		21,164	4,274,851
	2	資料作成費	コピー代（4月分）		7,648	4,267,203
	17	人件費	会派雇用職員給料（5月分）		180,650	4,086,553
	21	資料購入費	新聞代		11,400	4,075,153
	27	事務所費	インターネット使用料（4月分）浜松ケーブル		5,500	4,069,653
	30	調査研究費	市内及び近接地旅費（4月分）		4,440	4,065,213
	30	研修費	市内及び近接地旅費（4月分）		814	4,064,399
	30	会議費	市内及び近接地旅費（4月分）		4,440	4,059,959
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料（4月分）		57,020	4,002,939
6	5	資料作成費	コピー代（5月分）		8,921	3,994,018
	7	事務所費	コピー機年間リース代		26,004	3,968,014
	12	調査研究費	市内及び近接地旅費（5月分）		18,870	3,949,144
	12	調査研究費	市内及び近接地旅費（5月分）		7,622	3,941,522
	12	会議費	市内及び近接地旅費（5月分）		4,440	3,937,082
	20	人件費	労働保険料		54,838	3,882,244
	20	人件費	会派雇用職員給料（6月分）		180,650	3,701,594
	21	資料購入費	新聞代		11,400	3,690,194
	26	事務所費	インターネット使用料（5月分）浜松ケーブル		5,500	3,684,694
	28	人件費	会派雇用職員賞与		139,502	3,545,192
7	1	人件費	会派雇用職員社会保険料（5月分）		57,020	3,488,172
	2	資料作成費	コピー代（6月分）		11,181	3,476,991
	2	調査研究費	市内及び近接地旅費（6月分）		14,808	3,462,183
	4	調査研究費	市内及び近接地旅費（6月分）		13,172	3,449,011
	4	会議費	市内及び近接地旅費（6月分）		4,440	3,444,571
	17	調査研究費	7/24松阪、名古屋視察旅費		79,600	3,364,971
	17	調査研究費	7/25松阪、名古屋視察日当		7,500	3,357,471
	19	人件費	会派雇用職員給料（7月分）		180,650	3,176,821
	22	資料購入費	新聞代		11,400	3,165,421
	26	事務所費	インターネット使用料（6月分）浜松ケーブル		5,500	3,159,921
	26	調査研究費	7/25松阪、名古屋視察地下鉄代		2,400	3,157,521
	26	調査研究費	8/7～9岡山、倉吉、智頭視察旅費		209,750	2,947,771
	26	調査研究費	8/7～9岡山、倉吉、智頭視察日当		22,500	2,925,271
	26	調査研究費	8/7～9岡山、倉吉、智頭視察宿泊費		148,000	2,777,271
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料（6月分）		103,490	2,673,781
8	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	2,600,136
	5	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	2,599,806
	5	広報費	創造浜松だより印刷代		704,799	1,895,007
	5	広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		330	1,894,677
	5	資料作成費	コピー代（7月分）		18,003	1,876,674
	5	調査研究費	市内及び近接地旅費（7月分）		15,059	1,861,615
	14	調査研究費	8/7～9岡山、倉吉、智頭視察タクシー代		11,460	1,850,155
	20	調査研究費	市内及び近接地旅費（7月分）		9,324	1,840,831
	20	研修費	市内及び近接地旅費（7月分）		1,480	1,839,351
	20	要請・陳情費	市内及び近接地旅費（7月分）		1,480	1,837,871
	20	会議費	市内及び近接地旅費（7月分）		2,960	1,834,911
	20	人件費	会派雇用職員給料（8月分）		180,650	1,654,261
	26	資料購入費	新聞代		11,400	1,642,861
	26	事務所費	インターネット使用料（7月分）浜松ケーブル		5,500	1,637,361

	29	広報費	創造浜松だより郵送代		200,357	1,437,004
9	2	人件費	会派雇用職員社会保険料(7月分)		57,020	1,379,984
	3	資料作成費	コピー代(8月分)		15,985	1,363,999
	3	調査研究費	市内及び近接地旅費(8月分)		17,633	1,346,366
	3	広聴費	市内及び近接地旅費(8月分)		2,032	1,344,334
	3	調査研究費	市内及び近接地旅費(8月分)		7,178	1,337,156
	3	要請・陳情費	市内及び近接地旅費(8月分)		1,480	1,335,676
	3	会議費	市内及び近接地旅費(8月分)		1,480	1,334,196
	3	広報費	創造浜松だよりポスティング代		167,827	1,166,369
	3	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		330	1,166,039
	3	広報費	創造浜松だより印刷折込代		458,149	707,890
	3	広報費	創造浜松だより印刷折込代振込手数料		550	707,340
	12	事務所費	インデックス、のり等		2,508	704,832
	15	利息	決算利息	277		705,109
	19	資料購入費	新聞代		11,400	693,709
	19	人件費	会派雇用職員給料(9月分)		180,650	513,059
	26	事務所費	インターネット使用料(8月分)浜松ケーブル		5,500	507,559
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(8月分)		57,020	450,539
10	2	資料作成費	コピー代(9月分)		12,300	438,239
	2	調査研究費	市内及び近接地旅費(9月分)		12,950	425,2
	15	調査研究費	市内及び近接地旅費(9月分)		8,954	416,335
	15	研修費	市内及び近接地旅費(9月分)		1,702	414,633
	15	会議費	市内及び近接地旅費(9月分)		2,960	411,673
	28	事務所費	インターネット使用料(9月分)浜松ケーブル		5,500	406,173
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料(9月分)		57,020	349,153

令和6年度　政務活動費（金銭出納帳）後期分

月	日	費　目	摘　　要	収入金額	支払金額	差引残高
		政務活動費	前期繰越金	349,153		349,153
9	30	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		4,849,153
10	18	人件費	会派雇用職員給料（10月分）		180,650	4,668,503
	24	資料購入費	新聞代		11,400	4,657,103
11	5	資料作成費	コピー代（10月分）		14,886	4,642,217
	8	調査研究費	市内及び近接地旅費（10月分）		17,390	4,624,827
	11	調査研究費	市内及び近接地旅費（10月分）		17,834	4,606,993
	11	事務費	コピー用紙		6,050	4,600,943
	20	人件費	会派雇用職員給料（11月分）		180,650	4,420,293
	22	資料購入費	新聞代		11,400	4,408,893
	26	事務所費	インターネット使用料（10月分）浜松ケーブル		5,500	4,403,393
12	2	人件費	会派雇用職員社会保険料（10月分）		57,020	4,346,373
	3	調査研究費	12/22～28インド視察空港送迎バス代		13,200	4,333,173
	4	資料作成費	コピー代（11月分）		11,876	4,321,297
	4	調査研究費	市内及び近接地旅費（11月分）		13,616	4,307,681
	5	調査研究費	市内及び近接地旅費（11月分）		15,022	4,292,659
	5	研修費	市内及び近接地旅費（11月分）		1,480	4,291,179
	5	会議費	市内及び近接地旅費（11月分）		2,960	4,288,219
	5	事務所費	令和7年議員手帳4冊		4,400	4,283,819
	5	事務所費	令和7年議員手帳振込手数料		550	4,283,269
	10	人件費	会派雇用職員賞与		305,182	3,978,087
	13	調査研究費	12/22～28インド視察海外旅行保険料		26,540	3,951,547
	16	調査研究費	12/22～28インド視察旅費		1,088,200	2,863,347
	16	調査研究費	12/22～28インド視察旅費振込手数料		550	2,862,797
	20	資料購入費	新聞代		11,400	2,851,397
	20	人件費	会派雇用職員給料（12月分）		180,650	2,670,747
	25	調査研究費	1/28～29会派視察交通費		164,100	2,506,647
	25	調査研究費	1/28～29会派視察日当		9,000	2,497,647
	25	調査研究費	1/28～29会派視察宿泊費		44,400	2,453,247
	26	事務所費	インターネット使用料（11月分）浜松ケーブル		5,500	2,447,747
1	6	人件費	会派雇用職員社会保険料（11月分）		57,020	2,390,727
	7	資料作成費	コピー代（12月分）		11,620	2,379,107
	20	調査研究費	市内及び近接地旅費（12月分）		12,228	2,366,879
	20	人件費	会派雇用職員給料（1月分）		180,650	2,186,229
	20	資料購入費	新聞代		11,400	2,174,829
	21	調査研究費	12/24静岡　勉強会　旅費		5,680	2,169,149
	21	調査研究費	12/24静岡　勉強会　日当		1,500	2,167,649
	21	調査研究費	12/22～28インド視察日当		60,240	2,107,409
	21	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	2,033,764
	21	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	2,033,544
	21	調査研究費	12/22～28インド視察　現地バス代		65,193	1,968,351
	21	調査研究費	12/22～28インド視察　現地バス代振込手数料		550	1,967,801
	23	広報費	創造浜松だより印刷代		742,988	1,224,813
	23	広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		220	1,224,593
	27	事務所費	インターネット使用料（12月分）浜松ケーブル		5,500	1,219,093
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料（12月分）		159,085	1,060,008
2	3	資料作成費	コピー代（1月分）		11,943	1,048,065
	6	調査研究費	市内及び近接地旅費（1月分）		12,765	1,035,300
	6	広報費	創造浜松だより折込代		458,149	577,151
	6	広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		550	576,601
	6	広報費	創造浜松だよりポスティング代		202,251	374,350
	6	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	374,130

	10	広報費	創造浜松だより郵送代		27,598	346,532
	14	調査研究費	12/22～28インド視察　wi-fiレンタル料		16,821	329,711
	20	資料購入費	新聞代		11,400	318,311
	20	人件費	会派雇用職員給料(2月分)		180,650	137,661
	26	事務所費	インターネット使用料(1月分)浜松ケーブル		5,500	132,161
	28	人件費	会派雇用職員社会保険料(1月分)		57,020	75,141
3	4	資料作成費	コピー代(2月分)		42,386	32,755
	9	決算利息		1,068		33,823
	11	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		3,922	29,901
	11	会議費	市内及び近接地旅費(1月分)		4,440	25,461
	11	調査研究費	市内及び近接地旅費(2月分)		11,988	13,473
	11	会議費	市内及び近接地旅費(2月分)		2,960	10,513
	12	調査研究費	市内及び近接地旅費(2月分)		10,656	-143
	19	人件費	会派雇用職員給料(3月分)		180,700	-180,843
	21	資料購入費	新聞代		11,400	-192,243
	25	人件費	会派雇用職員健康診断料		5,282	-197,525
	25	人件費	会派雇用職員健康診断料振込手数料		220	-197,745
	26	事務所費	インターネット使用料(2月分)浜松ケーブル		5,500	-203,245
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料(2月分)		57,020	-260,265
4	1	調査研究費	市内及び近接地旅費(3月分)		16,243	-276,50[illegible]
	2	資料作成費	コピー代(3月分)		22,050	-298,5[illegible]
	9	調査研究費	12/22～28インド視察　駐車場代		500	-299,058
	28	事務所費	インターネット使用料(3月分)浜松ケーブル		5,500	-304,558
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(3月分)		56,920	-361,478

会派積立金より
@361,478 出金
支払いに使用。

決算利息のお知らせ

令和 6年10月 8日

お名前
浜松市議会創造浜松
会長　　遠山　将吾　　様

科目
口座番号 [redacted]
計算期間　令和 6年 3月10日から
　　令和 6年 9月14日まで

決算前残高	704,414 円
決算預金利息	346 円
利子税	69 円
(内国税	52 円)
(内地方税	17 円)
差引支払利息	277 円
決算後残高	704,691 円

[redacted]
浜 松 い わ た 信用金庫
[redacted]

LPA4

決算利息のお知らせ

令和 7年 3月19日

お名前
浜松市議会創造浜松
会長　　遠山　将吾　　様

科目 [redacted]
口座番号
計算期間　令和 6年 9月15日から
　　令和 7年 3月 8日まで

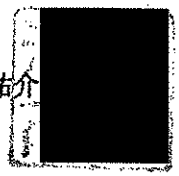
決算前残高	382,755 円
決算預金利息	1,340 円
利子税	272 円
(内国税	205 円)
(内地方税	67 円)
差引支払利息	1,068 円
決算後残高	383,823 円

[redacted]
浜 松 い わ た 信用金庫
本 店 営 業 部
[redacted]

LPA4

浜松市指令議総第４号
令 和 ６ 年 ４ 月 １ 日

浜松市議会創造浜松
　会長　遠山　将吾　様

浜松市長　中野　祐介 

政務活動費交付決定通知書

令和６年４月１日申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第６条の規定により通知します。

記

令和６年度（４～３月分）政務活動費交付決定額　　金９，０００，０００円

調 査 研 究 費

６３２，３８４円

令和6年度　政務活動費（費目別内訳）前期分　　調査研究費

月	日	摘　　要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
5	2	市内及び近接地旅費（4月分）		21,164	21,164	1
	30	市内及び近接地旅費（4月分）		4,440	25,604	2
6	12	市内及び近接地旅費（5月分）		18,870	44,474	3
	12	市内及び近接地旅費（5月分）		7,622	52,096	4
7	2	市内及び近接地旅費（6月分）		14,808	66,904	5
	4	市内及び近接地旅費（6月分）		13,172	80,076	6
	17	7/24会派視察交通費（松阪、名古屋）		79,600	159,676	7
	17	7/24会派視察日当（松阪、名古屋）		7,500	167,176	8
	26	7/24会派視察地下鉄代（松阪、名古屋）		2,400	169,576	9
	26	8/7～9会派視察交通費（岡山、倉吉、智頭）		209,750	379,326	10
	26	8/7～9会派視察日当（岡山、倉吉、智頭）		22,500	401,826	11
	26	8/7～9会派視察宿泊費（岡山、倉吉、智頭）		148,000	549,826	12
8	5	市内及び近接地旅費（7月分）		15,059	564,885	13
	14	8/7～9会派視察タクシー代（岡山、倉吉、智頭）		11,460	576,345	14
	20	市内及び近接地旅費（7月分）		9,324	585,669	15
9	3	市内及び近接地旅費（8月分）		17,633	603,302	16
	2	市内及び近接地旅費（8月分）		7,178	610,480	17
10	3	市内及び近接地旅費（9月分）		12,950	623,430	18
	15	市内及び近接地旅費（9月分）		8,954	632,384	19

調 査 研 究 費

１，６２８，１３８円

令和6年度　政務活動費（費目別内訳）後期分　　調査研究費

月	日	摘　　要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
11	8	市内及び近接地旅費（10月分）		17,390	17,390	1
	11	市内及び近接地旅費（10月分）		17,834	35,224	2
12	3	12/22～28インド視察空港送迎バス代		13,200	48,424	3
	4	市内及び近接地旅費（11月分）		13,616	62,040	4
	5	市内及び近接地旅費（11月分）		15,022	77,062	5
	13	12/22～28インド視察保険料		26,540	103,602	6
	16	12/22～28インド視察旅費		1,088,200	1,191,802	7
	16	12/22～28インド視察旅費振込手数料		550	1,192,352	8
	25	1/28～29会派視察旅費		164,100	1,356,452	9
	25	1/28～29会派視察日当		9,000	1,365,452	10
	25	1/28～29会派視察宿泊費		44,400	1,409,852	11
1	20	市内及び近接地旅費（12月分）		12,228	1,422,080	12
	21	12/24静岡　勉強会旅費		5,680	1,427,760	13
	21	12/24静岡　勉強会日当		1,500	1,429,260	14
	21	12/22～28インド視察日当		60,240	1,489,500	15
	21	12/22～28インド視察現地バス代		65,193	1,554,693	16
	21	12/22～28インド視察現地バス代振込手数料		550	1,555,243	17
2	6	市内及び近接地旅費（1月分）		12,765	1,568,008	18
	14	12/22～28インド視察Wi-Fiレンタル料		16,821	1,584,829	19
3	11	市内及び近接地旅費（1月分）		3,922	1,588,751	20
	11	市内及び近接地旅費（2月分）		11,988	1,600,739	21
	12	市内及び近接地旅費（2月分）		10,656	1,611,395	22
4	1	市内及び近接地旅費（3月分）		16,243	1,627,638	23
	9	12/22～28インド視察駐車場代		500	1,628,138	24

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 6 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	21,164円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 5 月 2 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	21,164円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	[redacted]

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
4	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
8	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
9	地域要望に関する調査	於呂～渡ヶ島～元城～於呂	調査	42	1,554					
10	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
12	地域要望に関する調査	於呂～灰木～於呂	調査	13	481					灰木川護岸修繕確認
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
17	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	34	1,258					
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～細江～於呂	調査	51	1,887					土木整備事務所打合せ
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
23	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
26	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				572	21,164					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 6 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	9,694円	氏　名	太田　利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 5 月 30 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	4,440円	研修費	814円	広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	4,440円

日	活動内容	行　程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備　考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
5	ジビエ関連補助金について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	-				
10	有機農業について勉強会参加	山東～浜名区貴布祢～山東	研修	22	814	-				
12	会派視察について協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	-				
15	国有財産払い下げについて聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	-				
19	創造浜松だよりについて協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	-				
22	廃油処理施設について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	-				
30	意見書について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	-				
合　計				262	9,694	-				

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

17

(2)

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 6 年 5 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	18,870円

氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 6 月 12 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

申請額内訳	調査研究費	18,870円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
7	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
7	地域要望に関する調査	於呂～渡ヶ島～於呂	調査	6	222					
8	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
9	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
14	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
21	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
27	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
28	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
29	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
30	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				510	18,870					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 6 年 5 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	12,062円	氏名	木田 利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 6 月 12 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾



申請額内訳	調査研究費	7,622円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	4,440円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
8	土砂災害警戒区域について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	・				
9	ごみ収集について現場聞き取り	山東～春野町長蔵寺～山東	調査	46	1,702	・				監査委員会とは別
14	全国お茶祭りについて聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	・				
17	意見書について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	・				
21	土地利用について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	・				
24	創造浜松だよりについて会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	・				
28	県道9号線他道路復旧状況について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480	・				
31	会派視察について協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480	・				
合計				326	12,062	・				

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

19

(4)

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 6 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	14,808円	氏名	湖東 秀隆

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 7 月 2 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾



申請額内訳	調査研究費	14,808円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	

日	活動内容	行程	支出項目	私用車 距離	私用車 金額	公共交通機関 金額	有料道路 金額	駐車場 金額	タクシー 金額	備考
2	防災活動に関する調査	於呂～豊町～於呂	調査	22	814					
3	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
8	地域要望に関する調査	於呂～平田町～於呂	調査	38	1,406			600		
10	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
11	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
12	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
19	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
合計				384	14,208			600		

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

管理番号:041
リブレ平田町第１駐車場
リブレ株式会社
全て消費税１０％適用対象
登録番号:T9080001005701

領　収　証

入庫日時 2024年06月08日 14時37分
出庫日時 2024年06月08日 20時26分
No.01-001572　券No.01-188394

駐車料金（一般　）　600円

料金計　600円

投入現金　1,000円
釣銭額　400円

管理番号:041
リブレ平田町第１駐車場
リブレ株式会社
全て消費税１０％適用対象
登録番号:T9080001005701

領　収　証

入庫日時 2024年06月08日 14時37分
出庫日時 2024年06月08日 20時26分
No.01-001572　券No.01-188394

駐車料金（一般　）　600円

料金計　600円

投入現金　1,000円
釣銭額　400円

写

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 6 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

申請額	17,612円	氏　名	太田 利実保

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 7 月 4 日　会派名　浜松市議会創造浜松　代表者名　遠山将吾

[redacted]

申請額内訳	調査研究費	13,172円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	4,440円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		公共交通機関	有料道路	駐車場	タクシー	備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
10	浦川小学校廃校後の利活用について聞き取り	山東～佐久間町中部～山東	調査	76	2,812					
11	FSC/CLT利活用推進協議会傍聴	山東～東伊場～山東	調査	46	1,702					
12	教職員旅費について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
12	佐久間中学教職員現状調査	山東～佐久間町中部～山東	調査	78	2,886					
13	教職員研修実態について聞き取り	山東～東三方町～山東	調査	32	1,184					
14	会派勉強会について協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
20	森林環境譲与税の使途について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
21	創造浜松だよりについて会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
24	春野町和泉平要望箇所確認	山東～春野町和泉平～山東	調査	44	1,628					
28	会派視察について協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
合　計				476	17,612					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

22

6

（様式６）

旅　費　支　払　証　明　書

出張年月日	令和６年　７月２４日　～　令和６年　７月２４日
出張先（目的）	松阪市、名古屋市

出張者氏名	遠山将吾	森田賢児	関イチロー	湖東秀隆
	太田利実保			

旅　費　額　内　訳

項　目	金　額	備　考
交通費	７９，６００円	詳細は下記および別紙添付 (7)
日当	７，５００円	@ 1,500円×5人×1日 (8)
交通費	２，４００円	地下鉄（行き帰り） (9)
	円	
	円	
合　計	円	

金　額		百	拾	万	千	百	拾	円
				8	9	5	0	0

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和６年　８月　１９日

会　派　名　　浜松市議会創造浜松

代　表　者　　遠山　将吾 [redacted]

〈詳細〉

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　1>

(7)

領収証

出発日　年　月　日　　No.147893

浜松市談会創造浜松　様

金額	百万	千	円
		¥7,920	-0

但 JR 通勤代として

収入印紙

現金	✓
小切手	
振込	

上記金額正に領収致しました

令和 6 年 7 月 23 日

[redacted] いい旅・ふ[redacted]
株式会社 東海[redacted]鉄道
〒432-8036 静岡県浜松市[redacted]
TEL（053）[redacted]
FAX（053）4[redacted]

担当印 [redacted]

本証は社印並びに取扱者印の無いもの、金額訂正のものは無効です。

領収書

取引内容:普通券購入　金1200円

普通券(10%課税)　1200円

10%課税対象　1200円

取扱日時:2024年07月24日　14:12

伝票番号:01835

印紙税法第５条第２号により非課税

地下鉄名古屋駅
６７２発行　名古屋市交通局
(高):T1800020000303
(自):T9800020000304

名古屋 ―― 栄
(地下鉄)

(9)

領収書

取引内容:普通券購入　金720円

普通券(10%課税)　720円

10%課税対象　720円

取扱日時:2024年07月24日　16:22

伝票番号:29240

印紙税法第５条第２号により非課税

名古屋城駅
６０２発行　名古屋市交通局
(高):T1800020000303
(自):T9800020000304

領収書

取引内容:普通券購入　金480円

普通券(10%課税)　480円

10%課税対象　480円

取扱日時:2024年07月24日　16:22

伝票番号:29241

印紙税法第５条第２号により非課税

名古屋城駅
６０２発行　名古屋市交通局
(高):T1800020000303
(自):T9800020000304

久屋大通 ―― 名古屋
(地下鉄)

No. 49887
DATE: 2024年07月23日

浜松市議会　創造浜松 御中

TEL:053-457-2515

観光庁長官登録旅行業　第1015号
株式会社東海トラベル
[redacted]
〒432-8036
静岡県浜松市中央区東伊場2-9[redacted]
TEL: 053-456-3550 / FAX: 053-454-3374
登録番号: T7080401003439

請求書

この度はご利用いただき誠にありがとうございました。
つきましては下記のとおりご請求させていただきます。宜しくお願い申し上げます。

ご請求内容			金額
□出発日	2024年07月24日　(BBB001)		
□明細			
JR代金		(12,820 × 5)	¥64,100
その他手配	近鉄	(2,550 × 5)	¥12,750
国内取扱手数料		(550 × 5)	¥2,750

※は軽減税率対象 ★は課税対象外

お支払いは弊社下記銀行口座へ
7月23日までにお振込願います。

□振込先口座
浜松磐田信用金庫　東伊場支店　普通　0142135
カ)トウカイトラベル
□振込先口座
遠州信用金庫　本店営業部　普通　0105383
カ)トウカイトラベル
□振込先口座
静岡銀行　成子支店　普通　0048590
カ)トウカイトラベル

ご請求額(税込)	¥79,600
ご入金額	¥0
今回ご請求額(税込)	¥79,600

(10%対象：¥79,600　うち消費税：7,236)

検印	担当者
[redacted]	[redacted]

恐れ入りますが、お振り込み手数料はお客様のご負担となります。

（様式８）

令和６年　５月３１日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　会長　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　会長　遠山　将吾　[redacted]

出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者

遠山将吾　　森田賢児　　関イチロー　　湖東秀隆
太田利実保

２　期間及び出張先

７月２４日（水）　松阪市、名古屋市

３　目的

松阪市　　救急搬送時における選定療養費の適用について

名古屋市　名古屋市博物館の魅力向上基本計画
～受託資料に関する取り扱いについて～

視察依頼書送付願

令和6年　5月31日

浜松市議会議長　様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　会長　遠山 将吾　　㊞

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

視察行程表

◆視察日程　令和６年７月２４日（水）
◆視 察 先　松阪市、名古屋市
◆視察議員　遠山将吾議員、森田賢児議員、関イチロー議員、湖東秀隆議員、太田利実保議員
※集合…７：００までに改札口

7月24日（水）	こだま 765　JR 特南紀１号・紀伊勝浦行 浜松 7：09++++++7：47 松坂 8：02++++++9:15 松坂駅 送迎バス ・・・9：45 松坂市役所 **《松阪市視察》　10：00～11：30** **調査項目** **・救急搬送時における選定医療費の適用について** **※昼食** 送迎バス　近鉄山田線特急　近鉄名古屋行　近鉄特急ひのとり 松阪市役所・・・松阪 12：54++++++13：16 津 13：23++++++ 地下鉄東山線　名城線大曽根行 14：05 名古屋++++++14：10 栄駅 14：17++++++14：21 名古屋城 14：24 西巡回　栄　希望の広場行　バス ・・・14：33 名古屋市役所 **《名古屋市視察》　15：00～16：30** **調査項目** **・名古屋市博物館の魅力向上計画** **～受託資料に関する取扱いについて～** 地下鉄桜通線　ひかり 516 久屋大通++++++名古屋駅 17：43++++++18：13 浜松駅	**松阪市議会事務局** **担当者：　岡田　様** **TEL:0598-53-4434** **名古屋市議会事務局** **担当者：　わたなべ　様** **TEL:052-972-2083**

（様式10）

令和６年　８月１６日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松
代表者　遠山　将吾

報　告　書

出張年月日	令和６年　７月２４日（水）～　令和６年　７月２４日（水）
出　張　先	松阪市、名古屋市
出張の理由	松阪市　　救急搬送時における選定療養費の適用について 名古屋市　名古屋市博物館の魅力向上基本計画 ～受託資料に関する取り扱いについて～
出　張　者 氏　名　印	遠山将吾 [redacted]　森田賢児 [redacted]　関イチロー [redacted]　湖東秀隆 [redacted] 太田利実保 [redacted]

（出張の顛末）

（備考）

会派視察報告書

遠山 将吾（東区 第３期）

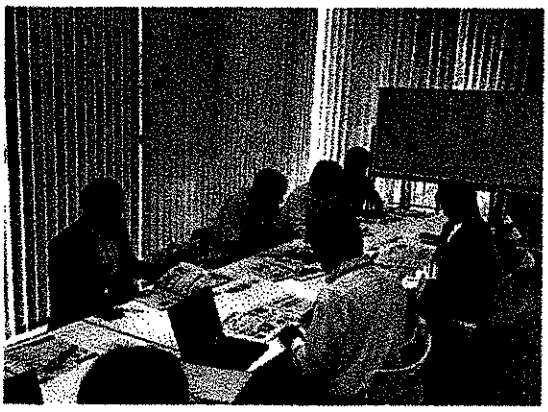
１　視察期間　　令和６年７月24日（水）

２　視察場所　　三重県松阪市、愛知県名古屋市

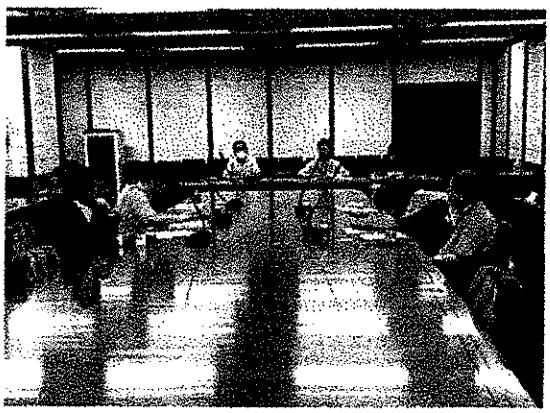
３　視察項目　　（１）三重県松阪市
・救急搬送時における選定療養費について
（２）愛知県名古屋市
・名古屋市博物館の魅力向上計画
～受託資料に関する取り扱いについて～

４　参 加 者　　遠山将吾　森田賢児　関イチロー　湖東秀隆　太田利実保

５　概　　要　　別紙のとおり（別添の資料も合わせて参照のこと。）



松阪市健康センター はるるにて



名古屋市役所にて

視察概要

□7月24日（水）

三重県松阪市視察　　9時45分～11時15分

於　松阪市健康センター はるる

＜視察項目＞

救急搬送時における選定療養費について

説明者　　松阪市 健康福祉部 健康づくり課

健康づくり担当参事兼健康づくり課長　糸川千久佐 氏

地域医療・応急診療担当主幹　伊藤　吉人 氏

課長補佐　西口　裕登 氏

施策概要

1. 救急搬送件数とその背景

松阪市における令和5年度の救急搬送件数は年間16,180件であり、同規模都市と比較して非常に多い。これは増加傾向にある。

松阪市では3機関病院の輪番による受け入れ態勢が確立されており、救急車を呼ぶハードルが低く、搬送先が明確であることが要因とされる。救急搬送の96%が3機関病院で受け入れている。

2. 救急車に関する費用と医師の働き方改革

救急車の利用は有料化されておらず、選定療養費は病院の収入となる。ただし、入院な場合は選定療養費の対象外となる。この制度は医師の働き方改革にも寄与することが目的である。

3. 選定療養費

選定療養費は地区医師会管内の1市3町（20万人規模）で実施されており、消防も広域で運営している。3基幹病院においては初診時に7,700円の選定療養費が課されており、これは救急時には限らない。

4. 松阪市及び周辺の医療体制について

新型コロナウイルスの集団接種も１市３町で実施されている。医師会は１市４町で構成している。

5. 市の取り組みと課題

市長からの提言で、救急搬送の過多・増加の傾向について３病院連絡会で議論が行われ、ワーキンググループが設立された。令和５年度の速報値によれば、56.8%が軽症であり、63.5%が自宅から呼ばれている。

6. 資料および広報活動

［資料４参照］４月の広報で全自治会に回覧が依頼され、広報まつさか５月号に特集記事が掲載された。

7. 地域社会との連携と課題

消防との連携の中で、頻回利用者への対策が練られている。また、福祉の相談体制の充実により、豊田市での事例を参考に解決を図る試みが行われている。

考察・所感

同規模自治体の中でも突出して救急搬送件数が多かったことについて、市長からの発意で、救急搬送時の選定療養費が検討された。コロナ禍を経て、以前から良好であった３基幹病院の連携が更に進み、関係性の構築が容易であったとのこと。

浜松市でも救急搬送は増加傾向にあり、中には必ずしも緊急性を伴わないものも多い。これは全国的な傾向である。

今回の視察内容である選定療養費については、マスメディア等で救急車の有料化という安易な表現をされたが、内容は、だいぶ異なっている。厚生労働省の通知にも合致する選定療養費の運用である。

本事業は、医師の働き方改革にも資する施策であり、また、救急搬送件数の抑制、本当に必要な方にリソースを集中できるというメリットを考えると、浜松市でも導入について調査研究を進めるべきである。

視察概要

□7月24日（水）

愛知県名古屋市視察　　14時50分～16時10分

於　名古屋市役所

＜視察項目＞

名古屋市博物館の魅力向上計画　～受託資料に関する取り扱いについて～

説明者　　名古屋市 学芸課　課長　武藤　真　氏

博物館 担当課長　佐藤 和久 氏

課長補佐　時田 美里 氏

施策概要

■ 博物館のリニューアル改修について

名古屋市の博物館は、以下の理由から大規模なリニューアル改修が行われている。

・建築の現代化不足:建築士層が現代に合っていないため、建物の長寿命化方針に沿った改修が進められている。建て替えよりも改修のほうがコスト面で割高であるが方針に従っている。

・収蔵品の増加と収蔵庫の不足。収蔵品が過剰になっており、収蔵庫の増設が必要。常設展示も平成元年以来更新されておらず、体験型の展示等を取り入れる予定である。

・特別展示室の拡充。大規模な特別展示室の改修を行い、より多くの貴重な展示会の誘致ができるようにする。

・現代的なイベントホールの新設。サブカルチャーに対応したイベントホールを新設し、地域の多様なニーズに応える。

・バリアフリーの強化。エレベーターを、障害者団体から要望を受けたが、スペース的に厳しいため、エスカレーターの機能強化で対応した。

・イベントスペースの活性化。前庭をイベント場として活用し、市民の交流の場を提供することを目指している

・アジア大会への対応。2026年度に名古屋市で開催される予定のアジア大会に合わせて、リニューアルオープンを計画している。

デジタル化と展示については、 館蔵品のみで進めているところである。寄託品については、権利関係の扱いが困難であるため、現状は取り扱っていないが、今後、収蔵者の許可が得られれば取り扱っていきたい。
デジタル化については、共同研究の進展に資することであり、また、障がい者の方に施設案内を事前にできるようなCGのようなものを考えている。メタバースについては今のところ考えていない。

■ 受託資料の取扱いについて
・博物館では、以下の方針で受託資料を扱っている。
受託団体の構成：現在130団体が寄託しており、そのうち55%が個人や個人経営の企業、30%がお寺・神社、15%がお祭りなどの運営団体である。
展示と研究の機会。寄託された資料は館蔵資料に準じて、博物館主催の展示や研究活動に活用される。研究成果は市民に還元される。
展示については、名古屋市の主催のものがメインですが、寄託者の許可を得て全国巡回も行うこともある。
資料の保管と管理については、温度20度、湿度60%を上限に設定し、適切な環境で管理している。防虫・防カビ対策も行っている。
寄託資料は学芸課の審議を経て預かり、購入品については、外部の専門家も審議に入っていただいている。
博物館で活用が見込めるもの、散逸してしまう恐れがあるもの等は積極的に預かっている。寄託時に申し合わせを取り交わす。
現地で所有していたほうが良いものその地域にあって初めて価値が出るものは預からない。指定文化財でも、まだ地域の祭り等で活用しているものは、現地で活用してもらう。

他博物館等への、単純な貸し借りについても都度、収蔵者にお

伺いを立てる。

誰かの財産を預かるわけではなく、文化財として預かり市民に還元する。点数は少ないが、国宝もある。これまで預かったもので、どうして市が管理するのかというような指摘はなかった。

寄託は内部の学芸課の職員で実施

調査預かり制度もあり、古文書等は 長期的な視野で預かり、研究を行っている。

リニューアルの大きな理由は 収蔵スペースの圧倒的な不足で、現在は、10%～20%は寄託収蔵品が占めている。

修復に関しては原則、所有者にやっていただきたいが、協議をして実施している。

2万5千点の寄託品の収集については、40数年から制度があった。市史編纂で交流のある先生などからの寄贈・寄託が多い。

博物館側の預かりたいという積極的意思で預かることもある。展覧会の後で、保管状況を確認してお声掛けすることもある。

収蔵庫も分野分けをされており、寄託の収蔵庫も分野別に用意してある。収蔵庫の狭さを理由に断るという状況ではない。

最近は、民俗関係の収蔵品が増えている。家を壊す際に見てらもらいたいという話がくる。生活用具については、重複するものはお断りすることもあるが、体験型素材として寄贈を受けることがある。その場合は壊れたら廃棄するなどの約束で、博物館資料としてではない。

預かる時の対価について、保管料などは貰わないが3年ごとに寄託の更新を行う。資料に関する移動は、あくまで収蔵者の負担とし、途中での解約も寄託者の都合で可能である。(寄託の解除)

寄託品については、個人や特定の団体などのために便宜を図るということではなく、文化財を保護するという観点から行っている。

保存、保全の方法については、文化財保護課により文化財の指定を受けて守っていくなどの提案を行う。必ずしも博物館で預かることがベストではないこともあるため。

尾張地域・日本史上で重要な資料については、収集方針に基づ

き、積極的に寄託・寄贈を受けている。コレクターの資料の寄託も受けている。

考察・所感

名古屋市博物館の積極的な受託資料の積極的な受け入れ姿勢に感銘した。深い歴史と文化を育む都市としての一面は、このような姿勢から生まれるものと思った。

今後、浜松市においても、浜松地域、日本史上重要なものについては、寄託を受けるべく、他都市の事例についても調査研究を進めていくべきである。

特に、様々な分野の専門性を持つ学芸員の体制強化も重要であると考える。

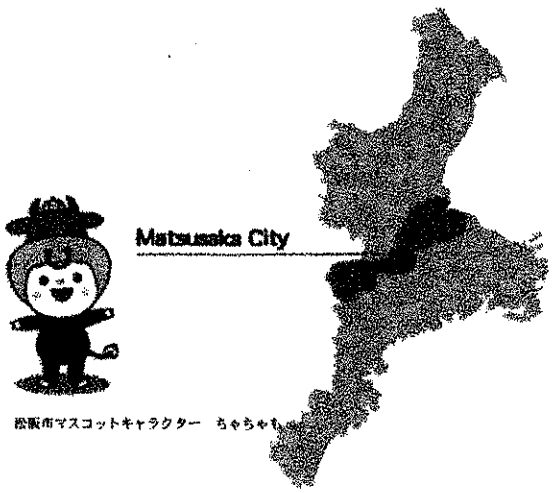
一館だけでは困難であれば、市内の専門人材の有効活用、また、周辺自治体との連携なども視野に入れていくことも検討する必要がある。

今後検討が必要な博物館の改修について、考古学分野、美術工芸品分野、文書典籍分野、民俗分野などに分けて検討し、必要であれば、別館や分館などの検討もすべきである。

浜松市でも取り組んでいるが、歴史まちづくりについては、シティプロモーションなどの他部署との連携も行なっている。

その際にも、館蔵品だけでなく、民間から寄託を受けているものも含めて、地域の歴史資源としての活用を行なっている。

一過性ではなく、本市の根本的な魅力の向上、何百年も先を見据えた、歴史文化都市の構築を目指して、名古屋市の取り組みを参考にしていただきたく、私も、今後も継続して提言をしていく。



静岡県浜松市議会

行政視察次第

日時：令和６年７月２４日（水）
午前１０時～
場所：健康センター　はるる

１　開　会

２　ごあいさつ　　静岡県浜松市議会　創造浜松　会長　遠山　将吾　様

３　調査事項　　救急搬送時における選定療養費の適用について

４　質疑応答

５　ごあいさつ　　静岡県浜松市議会　創造浜松　幹事長　森田　賢児　様

６　閉会

政視察報告書

報告者：森田賢児

日　　時：令和６年７月24日
場　　所：三重県松阪市
視察事項：救急搬送時の選定療養費の適用について

出席者：遠山将吾　森田賢児　関イチロー
　　湖東秀隆 太田利実保



・選定療養費は、あくまで一次医療、二次医療のすみ分けの為。
　"ひいては" 救急車の適正利用にも資する。←この認識が基本である。

・松阪地区における「一次二次救急医療あり方検討」では、市長が提案したことで議論が始まった。

・マスコミ報道が59件あった。「救急車の有料化」と言うミスリードの対応にも追われたとのことだが、行政関係からは、救急車の適正利用の観点からの問い合わせも多いとのこと。

・検証が求められるが、導入当月で出動件数は大幅に減少した。
　令和５年６月1,320件が、令和６年６月1,031件となり、289件の減少となった。

■救急に関する選定療養費の在り方が紛らわしい

厚生労働省の資料では、医療機関が特別料金(選定療養費)を求めていけない患者事例に「救急患者」と明記してある。しかし、別途資料の疑義解釈資料の問220で「定額負担を徴収することが認められないと規定されている『救急の患者』とはどのような患者を指すのか」に対し、「原則として、保健医療機関における個別の判断となる。なお、少なくとも単に軽症の患者が救急車により来院した場合は、当該要件には該当しない」としている。

要は、入院が不要な症状の場合に、総合病院に直接かかれば、選定療養費の対象である基本原則に立ち返る必要がある。例えば、怪我をした際に、自身で出向き直接総合病院にかかると選定療養費徴収の対象だが、救急車で搬送されるとかからない、矛盾するようにもとれる現状についても整理する必要があると考える。

政視察報告書

報告者：森田賢児

日　　時：令和６年７月24日
場　　所：愛知県名古屋市
視察事項：名古屋市博物館リニューアル改修について

出席者：遠山将吾　森田賢児　関イチロー
湖東秀隆 太田利実保



・資料の受託については内規に基づいて行われている。尚、この内規は公表されるものではない。資料受託数は130団体から１万２千件２万５千点で博物館開設から４０数年をかけて収集された点数。尚、寄贈も増加している。

・市民や企業・団体からの申し出による受託がほとんどであり、博物館側から依頼しての受託はないとのこと。
※市民の「預かってほしい」→「収集方針に合えば預かります」
博物館側からの「預かりたい」はない。

祭りや展示会などで必要になる際は、その都度返却することも可

尚、受託の依頼における内訳は、個人や事業主、起業からの預かりが全体の約55%、神社や寺院からのものが約30%、地域の祭り組織など団体からが約15%である。

・本市は、所有する上での責任等から預かることに消極的な印象だが、名古屋市は、一定のハードルを設けているにせよ、積極的に受託している印象を受けた。ものによっては、現地(所有者のもとで)での預かり扱いにすることもあり、地域の実情から判断している。

・令和５年の博物館法改正で、博物館の定義が広がった。

会派視察 報告

創造浜松：関 イチロー

日　程：令和６年　７月　２４日(水)

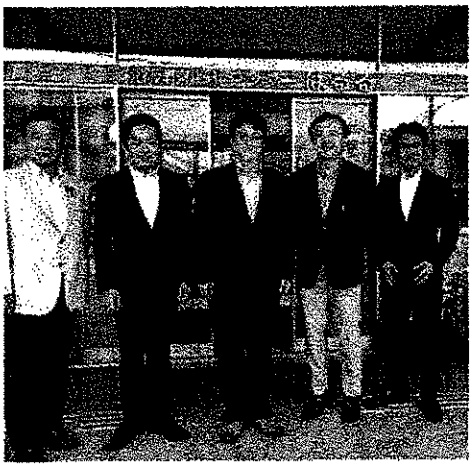
視察項目：救急搬送時における選定医療費の適用について

視 察 先：松阪市 健康センター はるる

松阪市 健康福祉部 健康づくり課 糸川 千久佐 健康づくり担当参事兼健康づくり課長、西口 裕登 課長補佐、伊藤 吉人 地域医療・応急診療担当主幹から説明を伺う。



右奥から：糸川 課長、西口 補佐、伊藤 主幹



松阪市健康センター はるる

三重県内における救急医療を担う医療機関のうち、松阪医療圏は１市４町で構成されているが、広域医療圏は１市２町、医師会は１市３町となっている。

その松阪救急医療圏の二次救急を松阪市民病院(326 床)、松阪中央総合病院(440 床)、済生会松阪総合病院(430 床)の３病院が担っている。

全国同規模(人口 19 万人～19 万８千人(令和４年))消防本部の人口１万人当たりの救急出動件数は 793,2 と、次点の熊谷消防本部の 551.9 に比し突出して高い。令和４年は救急出動が 15,539 件(50 件以上救急出動日数 71 日)、令和５年 16,180 件(94 日)となり過去最多を更新した。また、傷病程度別搬送人員の率では、軽症者 56.6%であった。住民の救急車を呼ぶハードルが低いのではないかとの感想を述べられた。このままの状態が続

くと「助かる命も助からない」「早期治療ができなくなる事態」も発生することが考えられるとして、令和３年12月に３病院連絡会にて提案を行った。

その後、様々な調査・協議を経て、まずは、かかりつけ医、または地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介状を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた受診の実現と救急車の適正利用の取組のひとつとして、二次救急医療を担う３病院にて「救急搬送され、基本入院に至らなかった患者(軽症者)」から選定医療費を徴収する(非対象者あり)ことを関係機関合意の上で決定し、令和６年６月１日午前８時30分から開始することとした。

徴収対象外とする場合は

- 入院に至った方
- 紹介状持参の方
- 公費負担医療制度対象者
- 災害により被害を受けた方
- 労働災害、公務災害、交通事故者
- 医師の判断による方

とし、料金は7,700円(税込)／１件(人)であり、周知啓発には、ポスター・チラシの掲出・配布、広報まつさか、自治会回覧、ホームページ、行政チャンネル、松阪ナビなどで行った。

しかし、マスコミなどでの取上げられ方が「救急車を呼ぶと、お金がかかる。」と言うようなセンセーショナルな捉え方をされたため、全国的にも話題となり、難儀をされたご様子を話していただいた。

『厚生労働大臣に定める評価医療、患者申出療養及び選定療養』によれば、「選定医療は、病床数が二百以上の病院について受けた初診」とあり、何ら差し障りはないと考える。なぜなら、歩いて、車で200床以上の病院にかかれば、当然選定医療費は徴収され、それが救急車の場合の軽症者にはかからないという道理は成り立たない。今まで救急車で搬送されれば何でもかんでも選定医療費はかからないと誤解をしていたと考えるべきである。

理解を得ることに労力は使っているが、今のところ大きな混乱は無いと

のことであり、顕著に出動回数は減少し、医療相談ダイヤルは増加しているとのことであった。

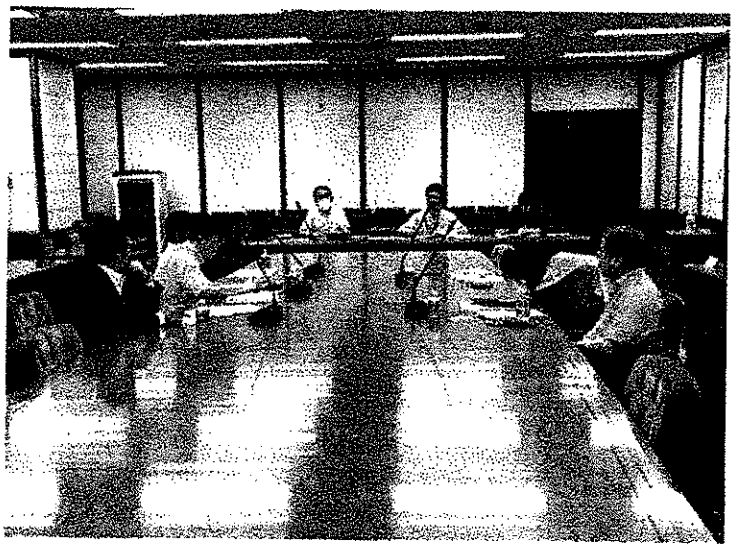
ただ、一部の議員には未だに理解を得られていないそうである。

本市も考えなくてはならない時期が来ると考える。

視察項目：名古屋市博物館のリニューアル改修について

視 察 先：名古屋市役所

武藤 真 名古屋市博物館 学芸課長、佐藤 和久 担当課長(博物館の魅力向上)、時田 美里 課長補佐(博物館の魅力向上)から説明を受ける。



説明者：左から 武藤 学芸課長、佐藤 担当課長、時田 課長補佐



名古屋市市役所：正面玄関

名古屋博物館は、昭和52年の開館で、45年以上が経過しており、建築・設備の老朽化、展示室の狭隘化・陳腐化、収蔵庫の狭隘化・機能不足、学習機能環境の未整備、地域活力向上への寄与などの課題を抱えているため、リニューアルが必要となっており、建て替えか長寿命化(80 年)を検討してきた。

強化する機能としては

- 資料保管機能：仮収蔵庫(東館)新築
- 調査研究機能
- 展示機能

常設展示室：体験・体感型の展示やＩＣＴの活用によるストーリー性の高い展示(平成元年にリニューアルし、今回はフルリニューアル)

特別展示室：国内外のすぐれた作品の展示をより展開しやすくなるように面積を２倍に拡大

現代的なイベント等を行うイベントホールを新たに整備（アニメやサブカルチャーなど）

・学習支援機能

・交流・連携機能：前庭（天然芝）をイベント開催、憩い・交流の場として博物館を核とした地域づくりに貢献（集客）

・バリアフリー・アメニティ機能：エスカレータ増設（1本増設し、上下各１本）、トイレ機能の充実、授乳室等の新設、多言語対応の充実

などを行い、名古屋市博物館公式ウェブサイトにおいて、資料アーカイブス、デジタルコンテンツ及び展示内容をアクセシビリティに配慮した形で公開し、時間や場所を問わず博物館を活用できるデジタル名古屋博物館を展開していくとのことであった。

工期は、令和４年度に設計が始まり最終的には令和11年度に全てをオープンをすることになっているが、令和８年にアジア大会が開催される関係上、本館（特別展等）・外構はプレオープンするスケジュールになっている。

受託資料の取扱いについては、市内外の寺社や個人などから、令和６年７月現在130団体から１万２千件、２万５千点を受託している。内訳は個人・企業：約55%、寺社：約30%、祭り組織：約15%であり、寄贈資料と異なり、事前に受託候補資料調査書を作成し、名古屋地域・日本史上重要資料か収集方針に即し、課で審議を行うとのことであった。

預かることになった経緯は、自治体市史の編纂や大学などの調査をきっかけに研究者からの紹介や寺社や個人など指定文化財所有者からの依頼、展覧会出品資料を終了後そのまま預かるなどであった。
また、展示方法、調査・研究、管理方法については館所蔵資料と同じ扱いであるとのことであった。

受託資料は、名古屋市の行う博物館資料に準じ、保存、展示、研究を目的として活用し、博物館発行の印刷物、研究紀要、図録などで研究成果を発表し、研究成果を基に資料を展覧会で展示をしているとのことである。

預かる対価については特に発生しておらず、３年ごとの更新を行っているとのことであった。

この一週間後に市民・文教委員会の視察で「松本市立博物館のリニューアルオープンについて」と言うテーマで訪れたが、その都市の博物に

関してどの様に捉え、市民にいかに開示・展示をするのかと言う点につき考えさせられ、今後の本市の博物館リニューアルの参考になった。

第一義は、収蔵・研究と展示に焦点を当て、市民が集える・行きたくなる明るい博物館を目指すべきと考える。

以上

会派視察報告書

創造浜松　湖東秀隆

1．松坂市　救急搬送時における選定医療費の適用について

令和４年10月１日から「医療機関の機能分担」推進のため、200床以上の病院において他の保険医療機関等からの紹介なしに初診で受診した患者様の場合、初診料以外に各病院で定めた金額を頂く制度が定められ、全国的に取り組む病院が見受けられてきた中、松坂市での取り組みを視察させて頂いた。

松坂市では、以前から市内には病床数が確保されている総合病院等の三基幹病院あり、救急搬送された患者に対して病院側としても迅速に対応され「救急車で行けば、開業医へ行くよりも入院・診察が早い」という感覚があるようである。そのような風潮から救急要請・出動が異常に多く、特に近年のコロナ感染症により救急搬送を要請する市民が増加したことにより、「助かるはずの命も助からない」「早期治療ができなくなる事態」も発生すること、重症患者受け入れに支障をきたすことを危惧する状況に陥っていた。

そこで、市長から提案を受けて二次救急医療を担う３病院連絡会にて「一次二次救急医療体制あり方検討会議」を発足し令和４年から令和５年にかけて、調査協議等が実施され、今回、制度利用を実施することとなった。

松阪市の状況として、令和４年の救急出動件数（人口一万人当たり）は、全国の人口同規模消防本部と比較すると突出して１位であり、三重県内でも４位と異常に多い状況だった。

全国的に、タクシー代りの救急搬送が増加し、重症・重篤患者搬送の緊急性が損なわれる状況が発生している中、この制度運用により今一度救急車搬送要請と同時に、緊急性の有無などを市民に投げかけることも必要になったのではないかと思われる。

本市においても、基幹病院への救急搬送も市域の広域化により課題であり、助かるはずの命を助けるため、時間を争う重篤患者を早期に搬送するためにも、「救急搬送時のあり方」を改めて市民に投げかけることが必要と考える。

2．名古屋市　名古屋市博物館の魅力向上計画

～受託資料に関する取り扱いについて～

名古屋博物館は、開館後４５年以上経過しており、建物・設備の老朽化、展示スペースの狭隘化、陳腐化、収蔵庫の狭隘化、機能不足学習機能環境の未整備などの問題からリニューアル改修に至った。

今回の改修事業は、既存建物本体内のリニューアル改修事業と併せて収蔵施設整備により、面

積拡大を計画している。

我々の視察目的である、受託資料に関する取り扱いについてであるが、名古屋市でも、個人からの寄託資料が55%、寺社等からは30%、祭典関係の組織団体からは15%程度預かっており、あくまでも資料寄託者の思いを受け止めて、出来る限り意向に沿った対応をしており、その際には、内規に基づいて預かっている。との説明であった。

今回、浜松市では、徳川家からの収蔵・展示依頼を受け、本市の対応としてそのために施設建設構想の推進のための調査事業が実施されることになり、施設建設に対しての賛否両論を整理するための視察である。寄託者の思いについては理解が、以前からの懸案事項である本市の美術館、浜松城公園周辺の整備構想についての議論や当局側の考えが明確になっていないと思われるし、前市長の置き土産で突然浮上した徳川家から寄託品２万点超の取り扱いや重要文化財以上の寄託品があった場合のセキュリティ対応等、本市の芸術文化への方向性が明確化されていない状況で、このままドラマ館等跡地利用計画が推進されることが良いか疑問である。

美術館・博物館が、浜松城周辺での全体構想に合致し、建設後の活用として、市民の理解があられるならいば、内規により受託することも良いと思うが、当該寄託品のための建設については今の時点では、何とも言えない状況である。

視察報告書

報告者
創造浜松　太田　利実保

◆ 視察日程　令和６年７月 24 日（水）
◆ 視察先　　三重県松阪市、愛知県名古屋市
◆ 視察内容

≪松阪市：救急搬送時における選定医療費の適用について≫

選定療養費とは何か。平成 30 年４月の診療報酬改定により徴収が義務化されたもので、通常の保険診療とは別に、追加的な医療サービスを受けることを選定した際に発生する特別な費用負担のこと。

代表的なものとしては、紹介状なしで 400 床以上の病院を受診する場合であるが、生活保護受給者や障害者医療等、国の公費負担制度対象者、救急車の有無を問わず緊急入院を要する場合は徴収の対象外となる。

しかし、救急車で搬送されるケースで、必ずしも重篤ではない患者も少なくなく、入院に至らない軽度な症状の場合は選定療養費の徴収対象となる。この背景には、近年、救急車の出動回数が激増し、通報を受けてから現場到着までの所要時間が長くなってしまうという現状がある。真に救急車が必要とされる患者への応急処置が遅れることで命の危険に晒されてしまう。また、救急隊自体がパンクしてしまうことも危惧される。

こうした状況を踏まえ、松阪市では本年６月から市内の基幹３病院で、救急車で運ばれたが入院しなかった軽症患者に対して選定療養費 7,700 円を徴収することとなった。救急出動件数の状況に変化はあったか、市民や医療機関の受け止めなどについて聞き取りを行うため、視察することとした。

松阪市の二次救急医療は、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院の輪番制で実施。救急車を要請した場合の対応は、これらの病院に搬送され、ほぼ 100%受け入れられる。そのため、救急隊が搬送先を選択する必要がなく、また搬送までの時間が短いため、気軽に救急車を呼べるという気風が市民の常識的なものとなっていた。

また、一次救急体制の資源が乏しいこともあり、救急車への依存度が高く、令和５年の出動件数は 16,180 件であり１万人あたり 793 人が利用、全国同

規模の自治体と比較すると断トツの1位となっている。人口 80 万人の浜松市の令和 5 年の救急出動は 43,868 件であることからも松坂市広域消防（人口約 20 万人）の出動件数の多さは一目瞭然である。

この救急出動の多さを課題認識した行政と病院、消防、医師会により、医療機関の機能・役割に応じた受診と救急車の適正利用に向けた取り組みの一つとして、救急搬送され入院に至らなかった患者から選定療養費を徴収することが決定された。

選定療養費は、あくまでも病院の判断で徴収するものであり、行政の役割としては、まずは、一次と二次の役割分担の明確化、救急車の適正利用、選定療養費徴収について、しっかりと市民に理解してもらうことである。広報紙をはじめマスコミにも取り上げられ、当初マスコミの報道は「救急車の有料化」として広まり、ＳＮＳでもトレンド入りしたほど。救急車の有料化という間違った報道ではあったにせよ、救急体制の逼迫した状況が世間に知れ渡ったことは不幸中の幸いではなかったかと思う。

昨年末からこの選定療養費の議論が始まったことで、今年に入り、救急車の出動件数は減っているという。一方、救急車を呼ぶべきかの判断に迷った場合の松阪救急相談ダイヤルへの問い合わせは増えていると言い、市民への周知はある程度広まっているのではないか。苦情等も今のところないということであった。

{意見等}

浜松市の救急出動の現状は、令和 5 年は 43,868 件で増加傾向にある。救急搬送を傷病程度別で見ると、軽症 17,849 人（40,7%）、中等症 18,385 人（41.9%）、重症 1,660 人、死亡 593 人で、軽症患者が 40%を占める現状は、改善の余地がある。

救急隊の逼迫した状況を改善する対策として、昨年から救急需要の多い日中における現場到着時間の延伸防止、救急隊の出動件数の平準化を目的に日勤救急隊が運用され効果を上げているものの、救急体制の整備と合わせて救急車の適正利用について市民の理解を深めてもらうことが重要となる。

救急車の適正利用は全国的な課題であり、消防庁では、救急安心センター（＃7119）事業を都道府県ごとに設置することを進めている。静岡県でも年内には設置予定であり、救急車の適正利用に繋がることが期待され、この運

用を機に周知活動を徹底させ、市民に当事者意識を持ってもらう必要がある。

今回視察した選定療養費の適用は、救急車の適正利用に一定の効果があると思われるが、その徴収についてはあくまでも病院側の判断となる。救急車を利用する、しないに関わらず条件に当てはまれば徴収できるものであり、あくまでも受診した結果として支払い義務が生じる。２次的に救急出動を抑制させる効果があるものの、直接的にそれを目的化できるものではなく、深刻な事態にもかかわらず救急を呼ぶことを躊躇うことにならないように周知方法には慎重を期さなければならない。

医療資源が充実し、浜松方式と言われるほどに確立した救急医療体制が整っている本市において、救急車利用における選定療養費の徴収は、医師会、二次・三次救急を担う病院、消防など関係者により、救急現場の現状を踏まえた議論が必要ではないか。あらゆる業種で人手不足が深刻化する中で、設置が予定されている静岡県救急安心センターの活用も含め、今後の救急医療のあり方を検討する段階にあると思う。

救急事案が発生したときに当事者が冷静に的確に判断するのは難しい。普段から自らの体調に向き合い、体調管理に努めることは言うまでもない。

≪名古屋市：博物館受託資料に関する取り扱いについて≫

本市の博物館は、昭和54年に開館し40年以上が経過している中で、施設の老朽化、収蔵スペースの不足、ユニバーサルデザインへの対応などが課題となっているほか、博物館法が令和４年に改正され文化芸術基本法の精神に基づくことが定められるなど、博物館に求められる役割や機能は増加しているとして、本年４月にリニューアル基本構想書が策定された。

名古屋市博物館も同様に築45年以上が経過し、老朽化、展示室の陳腐化、収蔵庫の狭隘化などからリニューアル改修が行われており、すでに設計が終わり本年度から改修工事に入っている。リニューアルにあたり、名古屋市がどういったコンセプトを抱いているのか、また、受託資料事業という独自の施策について視察を行った。

リニューアルによって強化する機能として、収蔵面積の拡大、展示室の拡大、体験・体感型展示、ＩＣＴ活用といった一般的なものに加えて、現代的なイベントを行うイベントホールを新設するとのこと。アニメなどサブカルチ

ャーに焦点を当てたイベントなどを考えているということで、先進的な取り組みであり、博物館法の改正により、博物館に求められる役割が多様化してきていることの証左の一つではないかと思う。

受託資料事業は、個人や寺社が所有する日本史上あるいは尾張史上価値があると判断した資料を受託し、博物館で管理、調査研究、広報、展示に活用するというもの。本年7月現在、およそ130団体から12,000件、25,000点の資料を受託。管理が難しいという理由で個人や寺社などの所有者からの依頼のほか、大学の研究者からの紹介により預かるケースが多く、考古学、美術・工芸品、古文書、民族の区分に応じて管理する。受託するかどうかの判断は、内部の審議会で決定するが、素性が不明なものについては一旦預かり、調査して上で判断している。

博物館創設の頃から受託事業は存在しているという。国宝や重要文化財に指定されているものも数点あるとのことであった。

{意見等}

浜松市は大河ドラマ館の活用策として、徳川記念財団が所蔵する2万点余りのコレクションを収蔵・展示することを検討したが、国の指針などに照らすと施設の規模、設備の機能などから難しく、新たに施設を整備するとなると最大65億円になると見込まれている。

重要文化財の茶器や刀剣などが含まれるとはいうものの、一財団が所有するコレクションを市が預かり、その収蔵展示施設を市が整備することへの理解が得られるのかどうか。

こうした議論がある中で、所有権が個人や団体にある価値のあるものを市が預かることについての是非を考える上で視察を行ったわけであるが、財団所有の2万点という膨大なコレクションを預かることについての判断は難しい。一括して市が受け入れるというより、可能であれば、名古屋市が考えるように、そのコレクション一つひとつが価値あるものなのか、市として預かるべきものなのかを判断していくことの方が賢明な気がする。

市として預かるべきものかどうかは、当然のことながら文化財課が主体となって判断すべきであるが、現在は、市としての全体的な方針を検討委員会で議論している最中であるので、その結果を待ちたい。

名古屋市の受託資料事業は、市として守らなければならないものは守ると

いう考えで行っており、その考えは尊重したい。人口減少や過疎化、人手不足などにより、有形無形を問わず地域の価値あるものが廃れていく現象が散見されるところであり、市はできる限りそうした現象を食い止める必要がある。

本市では平成 28 年度から、地域で大切にされてきた幅広い文化資源の顕彰を目的に地域遺産制度を創設した。地域に眠る価値あるものを文化財としての認知度を高める制度として重要な制度ではあるが、認定した地域遺産がどのように管理されているか、管理方法に問題がないかを調査することも必要ではないか。調査の結果、地域で保管するよりも市で管理する方が適切であると判断したものは、積極的に博物館で収蔵することによって、地域の伝統文化を守り地域の持続につながっていくものと思う。

歴史的、文化的に価値があるものは遍く拾い上げるという貪欲な姿勢、そうした気風を醸成していくことの大切さを実感した視察であった。